

公募説明会での主な質疑応答

2025/4/7

No.	質問内容	回答
1	ユースケースについて、いずれに該当するかを提案書内に明記した方がよいか。	提案書類のWeb入力フォーム（ https://www.nedo.go.jp/koubo/FF2_100425.html ）において、該当するユースケースを選択していただくこととなっている。そのため、提案内容がどのユースケースに該当するかはWeb入力フォームで御選択いただきたい。
2	「別添 1：提案書」の[表紙]について、共同提案を行う場合、提案者ごとに作成すればよいか、それとも共同提案者の「法人名」・「代表者の役職・氏名」もすべて記載した上で代表法人のみが作成すればよいか。	いずれの形式でも受け付ける。 別添 1 でお示している様式は、共同提案者の「法人名」・「代表者の役職・氏名」をすべて記載した上で代表法人が 1 枚の表紙を代表して作成するもの。この場合、表紙には代表法人連絡先のみ記載していただければと思う。（この場合、各法人の連絡先については、提案書本文の「管理者」欄に記載）
3	代表法人で作成する書類と提案者ごとに作成する書類があるが、書類の提出は代表法人から行うか、それとも個社ごとに提出すべきか。	基本的には代表法人が全ての提案書類をまとめ、代表して提出していただきたい。 他方、「別添 2：研究開発成果の事業化計画書」の内容が、共同提案者に対して秘密情報となる場合などが考えられる。その場合は、NEDOの問い合わせ先（ powergrid@nedo.go.jp ）へ個別にメールで該当書類を御送付いただきたい。
4	「別添 1：提案書」の[表紙]で「代表権がある人」とあるが、代表権を持つことは必須か。 また、「7. その他（1）契約に関する合意」に記載する「代表者氏名」の箇所には、所属長などの氏名を記載しても良いか。	該当部分には、代表取締役社長など、基本的には代表権を持つ方を御記載いただきたい。 他方、合同会社など、法人形態によってはその限りではない。その場合、組織のトップの方を御記載いただきたい。
5	「別添 1：提案書」では代表者印や会社印の押印欄がない。提案書の提出に際して押印は不要か。	電子媒体での提出にあたり、押印は不要としている。 他方、必ず、組織内の必要な決裁を得た上で御提出いただきたい。
6	「FLEX DERプロジェクトで抽出された課題の例」のうち、一部を実施することでも良いか。	「FLEX DERプロジェクトで抽出された課題の例」はあくまで例であり、このうち一部の課題への対応について御提案いただくことは可能だが、一般送配電事業者との連携を含め応募要件を満たすことが必須であるほか、審査の際には、審査基準（事業の適合性等）に沿った審査を行う。 また、説明会資料では実施内容が 2 枚にわたっているが、公募要領ではひとまとまりの文章で書いており、「上位/下位連携」の課題へ対応するシステムの企画構想は合わせて実施していただくことが必要である。